

[研究ノート]

改正入管法における留学の在留資格と管理

鷺尾 紀吉

- 〈目次〉
1. 留学と就学の一本化
 2. 留学の在留資格の要件
 3. 留学と資格外活動
 4. 新たな在留管理制度の導入

1. 留学と就学の一本化

平成21年7月8日、第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下、改正入管法という）が成立し、同月15日、平成21年法律第79号として公布された。今回の改正入管法の内容は多岐にわたるが、ここでは在留資格「留学」と「就学」の一本化の経緯と概要を述べることにする。

平成20年7月に、「留学生30万人計画」の骨子が文部科学省を始めとする関係省庁により策定され、これを受けて、法務省においても出入国管理政策懇談会で同計画に向けた出入国管理行政の在り方についての検討がなされ、平成21年1月、同懇談会から法務大臣に対し、「留学生及び就学生の受入れに関する提言」が報告された。

今回の改正入管法は、これを踏まえ、留学生の安定的な在留のために、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格に一本化することにより、留学生の負担軽減を図るものである。

改正後の「留学」の在留資格に係る上陸許可基準については、基本的には従来の「留学」と「就学」の在留資格に係るそれぞれの教育機関の区分に応じた基準を維持するものとなっている。これに対し、資格外活動許可の取扱いについては、従来は留学生と就学生との取扱いが異なっていたが、改正後の「留学」の在留資格をもって在留する者については、差異を設けず同様に取扱うこととしている。すなわち、後述するように、従来就学生の場合のアルバイト活動は一日4時間以内であったが、今回の改正で留学生に一本化されたことから、従来の就学生に該当する場合であっても、1週28時間以内（長期休業期間中は1日8時間以内）となる。

本改正は、すでに平成22年7月1日から施行されているが、改正入管法の本改正にかかわる施行日前に「就学」の在留資格で在留する外国人は「留学」の在留資格をもって在留する者とみなされることとなるので、活動内容に変更がなければ、改めて「留学」の在留資格への変更許可申請を行う必要はない。この場合における在留期間は、当該「就学」の在留資格に伴う在留期間の満了する日に応答する日までの期間となる（改正附則第5条）。

なお、改正入管法では、「留学」の在留資格の在留期間

の最長期間が現在の「2年3月」から「4年3月」に伸張されることとなっている。

2. 留学の在留資格の要件

(1) 法の定める留学の在留資格要件

平成21年7月8日に改正され、平成22年7月1日に施行された改正入管法では、留学の在留資格を以下のように定める。

留学とは、「本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動」と規定する（法第2条の2別表第一の四の表）。

このように、留学という在留資格は本邦の大学又は高等専門学校等において教育を受ける活動であるが、教育を受ける活動とは、学生、生徒、研究生又は聴講生として在学し学習する活動のことである。それらの者は公費で本邦にきた者であると、私費で本邦にきた者であるとを問わない。また学費の支弁者が本邦内の者であると本邦外の者であることも問わない。

「大学」には、本邦の四年制の大学、短期大学のほか、大学院、大学の別科、大学の専攻科、大学の附属研究所が含まれる。また放送大学学園法第4条第1項第1号に基づいて設置された放送大学も含まれる。また、「高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校」とは、学校教育法に定めるこれら学校をいう。

「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」すなわち「設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関」とは、学校教育法第3条に規定する学校の設置基準としての設備及び編制において同法83条に規定する各種学校とおおむね同様である教育機関をいう。「設備」は「校地、校舎等の施設と校具・教具を合わせたもの」であり、「編制」とは「学校を組織する学級数、学校を組織する児童・生徒数、学校に配置すべき職員の組織」をいう。

各種学校規程によると、各種学校は原則として修業期間は1年以上、年間授業時間数は680時間以上とされているほか、入学資格を明示し、校長と課程及び生徒数に応じて必要な最低3人以上の教員を置き、一定規模の校舎面積を有し、教育上及び保健衛生上必要な施設、設備

を備えているものでなければならないとされている。従って、「設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関」と認められるためには、以上に述べた各種学校の設置基準を実質的に満たしているものでなければならないということになる。

なお、留学という在留資格は就労活動が認められないものであり、留学という在留資格をもって在留する外国人学生（留学生）は、「留学による教育を受ける活動」+「日常生活に係る活動」という範囲内でわが国に在留することとなる。但し、アルバイト等の就労活動については一定の要件の下で認められており、アルバイト等を行う場合は、法19条第2項に規定する資格外活動の許可を受けなければならない。この具体的な内容については、後述する。

(2) 基準省令の定める留学の基準の内容

留学に係る在留資格の基準については、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」（以下、単に基準省令という）に具体的に規定しており、申請人が留学の在留資格の許可を得るためには基準省令に定める基準に該当していることが必要となる。以下、基準省令の定める基準の内容について述べる（基準省令中、「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」）。

一 申請人が次のいずれかに該当していること。

イ 申請人が本邦の大学若しくはこれに準じる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を終了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）

ロ 申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科（当該大学が当該研究科において教育を受ける外国人の出席状況及び法第19条第1項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合に限る。）において専ら夜間通学して教育を受けること。

ハ 申請人が本邦の高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準じる教育機関に入学して教育を受ける

こと（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）

二 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活を支弁する場合は、この限りではない。

三 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、第一号イ又はロに該当し、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ当該教育機関において一週間に付き10時間以上聴講すること。

四 申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が20歳以下であり、かつ、教育機関において1年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財団法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りではない。

五 申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて6か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けた者であること。

ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

六 申請人が専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大

臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。
七 申請人が外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は、当該機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。

八 申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。以上、基準省令が掲げる留学の在留資格の基準をあげたが、これらについて注釈を加えることとする。

① 一のイの「これに準ずる機関」すなわち「大学に準ずる機関」には、大学共同利用機関、大学入試センター、学位授与機構、水産大学校、海技大学校（分校を除く。）、航海訓練所、航空大学校、海上保安大学校、気象大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、職業能力開発大学校、航空保安大学校、職業能力開発短期大学校及び国立海上技術短期大学校（専修科に限る。）が該当する。

② 一のイに規定している教育機関において教育を受ける場合であっても、専ら夜間通学して、又は通信教育により教育を受けようとする学生については、留学の在留資格は認められない。この点は、一のハに規定する本邦の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程・一般課程、各種学校等の教育機関に入学して教育を受ける場合においても、同様の取扱となっている。

③ 一のロに規定する夜間大学院（当該大学の夜間において授業を行う大学院）の場合には、夜間通学であっても一定の条件の下で留学の在留資格が認められる。夜間大学院の留学については、「特区において講じられた規制の特別措置の評価及び今後の政府の対応方針」（平成17年2月9日構造改革特別区域推進本部決定）により、これまでの特区において講じられている「夜間大学院留学生受入れ事業」（夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、「留学」の在留資格を付与すること等を内容とする特別措置）を全国において実施するための措置がとられることと

なったことから、平成18年3月30日、基準省令の一部を改正する省令が交付され同日から施行されている。

これにより、夜間大学院の研究科において専ら夜間通学して教育を受ける場合においても留学の在留資格が認められることとなった。ただし、この場合、すべての夜間大学院が認められるのではなく、当該夜間大学院の研究科において教育を受ける外国人（留学生）の出席状況や不法就労の遵守状況を十分に管理する体制を整備している夜間大学院に限られる。

④ 一のハに掲げる教育機関の中に、中学校以下の学校が規定されていないのは、中学校以下の生徒についてはこの在留資格をもって在留することを認めない趣旨である。それらの者は、多くの場合親等に同伴して入国するものであることから、「家族滞在」の在留資格をもって在留するものとすれば足りるからである¹⁾。

⑤ 二の規定においては、留学期間中生活費用を支弁する何らかの手段を有していることが要件とされているが、そこで掲げている「十分な資産」とは本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する手段の1つとして例示されているに過ぎない。本来、留学の在留資格は、留学の目的を達成するために必要な経済的裏付けがある場合にのみ本邦への上陸を認めるという趣旨に鑑みれば、当初からその学費、生活費等の必要経費を支弁するための就労（アルバイト）することを前提として入国を認めるのは相当ではないことはいうまでもないことである。

また、申請人が自ら生活費用を準備することができない場合は、申請人以外の者が生活費用を支弁することになるが、その者の収入及び支弁額については一律の基準はない。しかしながら、当該留学生の授業料、アパートの家賃、その他の生活費用について、その必要額を確実に援助できるだけの経済的余力を有していることは当然である。従って、実際には費用支弁者の単なる年収や月収のみで判断できるものではなく、その扶養家族の有無、有るならばその人数及び生活状況、住宅事情その他の実際の出費状況を踏まえ、さらに生活費用に係る必要額の援助が可能であるかどうかを見極めた上で、援助者たる費用支弁者として適当か否か

1) 家族滞在の在留資格は、在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動が該当し、日常的な活動には教育機関において教育を受ける活動等も含まれる。

が判断されることとなる。

- ⑥ 三の規定において、研究生や聴講生の場合も学部生や大学院生等と同様に、留学の在留資格に該当することが定められている。研究生のうち、専ら聴講により教育を受ける学生や聴講生の場合において、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受けるとは、具体的には入学試験に合格して入学することを意味する。従って、入学許可を受けることなく、個人的に大学教授の指導を受けている場合や聴講時間が規定時間（一周間につき10時間以上）に満たない場合は、留学の在留資格は認められないこととなる。
- ⑦ 五のイに規定する「専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者」とは、日本語能力検定試験1級又は2級に合格した者をいう。また、「学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く）において1年以上の教育を受けた者」とは、日本の小学校、中学校、高等学校、中等高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校及び養護学校において1年以上教育を受けたことを明らかにする文書によって証明された者をいう。
- ⑧ 五のロに規定する「外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員」については、外国人学生の生活の指導のみを行うものであることを要しない。
- ⑨ 六に規定する「法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関」とは、法務省告示第145号（平成2年5月30日）²⁾で定める別表第一に掲げられた機関をいう。
- ⑩ 七の規定では、「外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育機関」において教育を受けようとする場合についての法務大臣の告示による定めを設けている。

我が国の大学の入学資格については、学校教育法第56条は「高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程により12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者」と規定している。

「これと同等以上の学力があると認められる者」とは、同法施行規則第69条に「外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」等と定められている。この「準ずる者」について、文部科学省告示は、これまで「外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程…（中略）…を修了し、かつ、18歳に達したもの」と定めている。

この文部科学省告示を受け、法務省告示145号では、これに該当する機関として、別表第三及び別表第四に掲げる日本語教育機関を定めている。

(3) 立証資料

留学の在留資格を取得するためには、次の資料（施行規則別表第三）を提出し、留学の在留資格への該当性及び上陸許可への適合性を立証しなければならない。

- ① 教育を受けようとする機関の入学許可書の写し
- ② 研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間数を証する文書
- ③ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書
- ④ 申請人が、基準省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書

このように、施行規則では上記に掲げた資料提出を求めているが、在籍管理が適切でない教育機関の学生等については、上記に掲げた資料以外に、その他の書類の提出が必要となる場合がある。

2) 告示の名称は、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」である。

3. 留学と資格外活動

(1) 資格外活動の原則禁止

本邦に在留する外国人の本邦内での活動は現に有する在留資格に対応する活動に限定されることから、法第19条第1項は、本邦に在留する外国人の現に有する在留資格に属する活動以外の活動（資格外活動）を原則として（法第19条第2項による「資格外活動許可」を受けて行う場合を除き）認めない、と規定する。すなわち、

- ① 別表第一の一の表及び二の表の上欄の在留資格をもって在留する者、すなわち就労資格をもって在留する外国人は、現に有する在留資格に対応する別表第一の下欄に掲げる就労活動以外の就労を行うことはできない。
- ② 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもって在留する者、すなわち非就労資格をもって在留する外国人は、一切の就労活動はできない。「留学」の在留資格をもって在留する外国人学生は、これに該当する。
- ③ 「特定活動」の在留資格をもって在留する外国人は、法務大臣から就労活動を指定されている場合はその指定された活動以外の就労活動を、非就労活動を指定されている場合は一切の就労活動を行うことができない。
本項の規定により在留活動の制限が定められているのは、別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者、すなわち活動類型資格をもって在留する外国人についてのみであって、別表第二の上欄の在留資格をもって在留する者、すなわち地位等類型資格をもって在留する外国人については適用されない。

(2) 留学の資格外活動の内容

留学は活動類型資格であるが、就労が認められない在留資格である。そこで、留学の場合は法19条第1項第2号の規定により、「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」を行ってはならないと定められている。

「収入を伴う事業」とは、一定の目的の下での同種行為の反復継続的な活動で、営利目的を有するか否かを問わず、収入を伴うものをいう。小売業、製造業、農業等を自ら営むことは、「報酬を受ける活動」とはいえないが、その活動により収入を売ることを目的とし、実際収入を得るものであることから、ここにいう「収入を伴う事業」に当たる。

「報酬を受ける活動」とは、本邦内における一定の役務の提供に対する対価として与えられる反対給付を意味する。他人に雇用されて賃金を得て働く活動のほか、あらゆる労働、仕事の完成、事務処理等の対価として支払われる金銭・物品を受ける活動を含む。

しかし、「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」であっても、「業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時的報酬その他の法務省令で定めるもの」は除かれる（一項一号括弧書）と規定されている。このような種類の報酬を受ける活動は、いずれの在留資格をもって在留する外国人も、資格外活動の許可を受けることなく行うことができる。この括弧書の規定を受けて、施行規則第19条の2は資格外活動の規制の対象とならない活動に係る報酬について、以下のように定めている。

- ① 業として行うものではない次に掲げる活動に対する謝金、賞金その他の報酬
 - イ 講演、講義、討論その他これらに類似する活動
 - ロ 助言、鑑定その他これに類似する活動
 - ハ 小説、論文、絵画、写真、プログラムその他の著作物の制作
 - ニ 催物への参加、映画又は放送番組への出演その他これに類似する活動
- ② 親族、友人又は知人の依頼を受けてその者の日常の家事に従事すること（業として従事するものを除く。）に対する謝金その他の報酬

このように、上記に掲げた当該外国人の日常生活の範囲内に属するようなものについてまで資格外活動として規制の対象とする必要はないことから、これを除外することとされている。報酬の金額については、具体的に定まった制限は設けられていない。

なお、活動類型資格をもって在留する外国人が制限される活動は就労活動であって、非就労活動については制限されない。従って、例えば「留学」の在留資格をもって在留する外国人が大学で勉強する傍ら各種学校で専門技術を学ぶことは、資格外活動の規定に違反しない。

(3) 留学の資格外活動許可

前述したように、我が国の在留資格制度においては、外国人は本邦において行おうとする活動に対応する在留資格をもって在留することになるが、本来であればその在留資格では行うことが認められない「収入を伴う事業

を運営する活動又は報酬を受ける活動」を可能とするのが、資格外活動許可である。

従って、留学の在留資格を有して大学で勉強する外国人学生は、本来、報酬を受ける活動を行うことが認められていない。しかし、留学生の本国と我が国との所得格差の存在等の事情を考慮すると、留学中の学費その他の必要経費を補うために、勉学の遂行を阻害しない範囲内で報酬を受ける活動を行うことを希望する場合もあるだろう。そこで、法第19条第2項の規定では、法務大臣は留学という在留資格にもとづく活動の遂行を阻害しない範囲内で、アルバイト活動についてのみ、一定の条件の下で例外的に資格外活動を許可すると定める。

すなわち、「留学」の在留資格をもって在留する外国学生から、留学中の学費その他の必要経費を補う目的でのアルバイト活動を行うため、在留期間中の包括的許可についての申請があった場合には、法務大臣はその者が教育機関において教育を受ける活動を継続していると認められるなど相当と認めるときは、以下に示す区分により、一律かつ包括的に在留期間中の資格外活動を許可することができる³⁾。

資格外活動の包括的な許可とは、一定の時間の範囲内で、アルバイト先や時間を固定しない資格外活動許可のことであり、従って、この場合、アルバイト先を変更しても包括的に許可された範囲内であれば、改めて資格外活動許可を受ける必要はない。資格外活動許可を受けた場合には、後述するように、当該留学生の在留カードにその旨が記載される。

(i) 留学生（専ら聴講による研究生及び聴講生を除く。）

1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間にあっては、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

(ii) 専ら聴講による研究生又は聴講生

1週について14時間以内（教育機関の長期休業期間にあっては、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

ここで、「長期休業期間」とは、大学教育機関が学則等で定めている夏季・冬季・春季の休暇機関をいう。これ

以外のいわゆる試験休みやゴールデンウィークなどの連続した休暇等は含まれない。風俗営業等に係る活動については一時的なアルバイト活動であっても認められない。

なお、「留学」の在留資格で在留する外国人学生が、単位修得の一環として学期中に、日本の企業でインターンシップの活動を行い、インターンシップの期間中、企業で研修を行い、交通費や研修手当の支給を受けた場合においては、その研修手当が一定の役務の給付に対する対価としての反対給付として支払われるものであれば、報酬を受ける活動等に当たるので、単位修得の一環とはいえ、資格外活動許可を受ける必要がある。

この場合、留学生の包括的な許可は1週について28時間であるので、この包括的な許可ではなく、個別に資格外活動許可を受けることになる。法務大臣は、当該申請があれば、この研修が留学生の本来の活動である教育を受けるといふ活動の遂行を妨げるものではないか等について、研修の内容を含めて総合的に判断することとなる。

(4) 資格外活動違反の処罰

法務大臣の許可を受けることなく、在留資格外活動として就労活動を行った者は、法定刑として、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは200万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科するという処罰を受ける（法73条）。資格外活動許可を受けていても、その許可の範囲を逸脱した活動を行った場合も法第19条第2項違反であるから、同様の処罰を受ける。

また、法務大臣の資格外活動許可を受けることなく、在留資格外活動として就労活動を専ら行っていると明らかに認められる者に該当する場合は、法70条よりも法定刑の重い刑罰を受ける。すなわち、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金又はその懲役若しくは禁錮及び罰金の併科が適用される（法70条第1項4号の罪）。

さらに、上記の場合（法70条第1項4号の罪に該当する場合）については、本邦からの退去強制の対象ともなる（法24条第4号イ）。

3) 米国及び欧州各国の入国管理当局は、学費及び生活費用を十分支弁できることを条件として留学生の受入れを行っており、留学生のアルバイトは原則として認めていない。我が国のように、留学生に対し1週当たり28時間というアルバイト活動を一律かつ包括的に許可するという入管政策の例は諸外国において見当たらない、寛大なものであるという（坂中・齋藤、2007、p.412）

4. 新たな在留管理制度の導入

(1) 概要

平成21年7月8日に成立した改正入管法の内容のうち、在留資格「留学」と「就学」の一本化と管理については既述したので、ここでは今回の改正で最も重要な改正である「新たな在留管理制度の導入」に係る措置について述べることにする。

新たな在留管理制度は、従来の入管法と外国人登録法の2つの制度による情報把握・管理制度を改め、これを1つにまとめ、適法な在留資格をもって我が国に中長期在留する外国人を対象に、在留カードを交付し、法務大臣が公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築するとともに、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続きを原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など、適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置である。この新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録法は廃止されることとなる。

(2) 中長期在留者を対象とした在留管理制度

改正入管法は、新たな在留管理制度として中長期在留者の制度を新設した(法19条の3)。法務大臣が継続的に情報を把握する制度の対象となるのは、この中長期在留者である。

中長期在留者とは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人であり、具体的には、本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、次の(i)から(iv)に掲げる者以外の者である。

- (i) 3月以下の在留期間が決定された者
- (ii) 短期滞在の在留資格が決定された者
- (iii) 外交又は公用の在留資格が決定された者
- (iv) これらの外国人に準じる者として法務省令で定める者

具体例をあげると、観光目的で日本に短期滞在する者、俳優や歌手など芸能活動目的で来日し、「興行」の在留資格で「3月」以下の在留期間が決定された者などは中長期在留者の対象とはならず、「技術」や「人文知識・国際業務」など就労資格により、企業等に勤務する者、「留学」の在留資格で大学等に通学する者などは、中長期在留者の対象となる。なお、特別永住者は中長期在留者に含まれない。

中長期在留者に対しては、法務大臣が後述する「在留カード」を交付し(申請によるものではない)、特別永住者には「特別永住者証明書」を交付することとなった。この制度の施行日は、公布の日(平成21年7月15日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている(平成24年7月1日前後の施行が予定されているとのことである)。

在留カードは、法務大臣が中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等在留に係る許可に伴って公布される文書である。在留カードの様式は法務省令で定められ、顔写真が表示されるほか、次に掲げる事項が記載される(法19条の4)。

- (i) 氏名、生年月日、性別、国籍又は地域名
- (ii) 住居地(日本における主たる住居の所在地)
- (iii) 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
- (iv) 許可の種類及び許可年月日
- (v) 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- (vi) 資格外活動許可を受けているときは、その旨

中長期在留者には以下に述べるような各種届出義務が課せられる。

① 新規上陸後の住居地の届出(法19条の7)

新規上陸後許可により上陸した中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地の市区町村の長に対し、在留カードを提出して、当該市区町村の長を経由して法務大臣にその住居地を届け出なければならないとされ、市区町村の長は在留カードに住居地を記載して、これを中長期在留者に返還することとされている。

② 在留資格変更等に伴う住居地の届出(法19条の8)

在留資格の変更許可その他在留に係る許可を受けて新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日(すでに住居地を定めている者にあつては、当該許可の日)から14日以内に、住居地の市区町村の長に対し、在留カードを提出して、当該市区町村の長を経由して法務大臣にその住居地を届け出なければならないとされ、市区町村の長は在留カードに住居地を記載して、これを中長期在留者に返還することとされている。

③ 住居地の変更届出(法19条の9)

中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から14日以内に、新住居地の市区町村の長に在留カードを提出して、当該市区町村の長を経由して

法務大臣にその住居地を届け出なければならないとされる。

④ 住居地以外の記載事項の変更届出（法19条の10）

中長期在留者は、氏名、生年月日、性別、国籍（又は地域）に変更が生じたときは、その変更の生じた日から14日以内に、法務大臣に対し変更の届出をしなければならない。この場合、新たな在留カードが交付される。

新たな在留管理制度の下においては、中長期在留者は前記の在留カードの記載事項のほか、その在留資格に応じ、所属機関や身分関係について在留期間の途中で変更が生じた場合には、随時法務大臣に届け出なければならないものとしている。

すなわち、法19条の16では在留資格ごとに所属機関等に届け出なければならない事項が定められているが、留学に関していえば、留学の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、その所属機関からの離脱・移籍、所属機関との契約終了・新たな契約の締結があったときや、所属機関の名称・所在地に変更が生じた場合には、14日以内に法務大臣に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならないとされる。

この在留資格をもって在留する中長期在留者については、所属機関の存在が在留資格の基礎となっているため、所属機関について変更が生じた場合に随時法務大臣に対し届け出させることとしたものである。

(3) 所属機関による届出

前述したように、中長期在留者にはその在留資格に応じ、所属機関に関する届出義務が課せられているが、所属機関においても、法務省令の定めるところにより、当該中長期在留者の受入れ開始及び終了その他の受入れの

状況に関する事項を法務大臣に対し届け出るよう努めなければならないとされる（法19条の17）。

留学については、大学等からこれまでも任意で届出を受けていたところであるが、改正入管法では大学等からの情報提供等に基づいて留学生の適正な在留資格を実現するため、大学等は留学生の在籍状況に関する情報を法務大臣に対して届け出るよう努めなければならないこととし、この規定が明文化された。

なお、改正入管法では当該届出義務違反に対する罰則規定は設けられていないが、届出がなされないときは、留学生の在留期間更新等の許可申請時に事実確認を行うなど審査が慎重に行われるとされる。

参考文献

- 黒木忠正(2010)『はじめての入管法』日本加除出版。
 坂中英徳・齋藤利夫(2007)『出入国管理及び難民認定法逐条解説（改訂第三版）』日本加除出版。
 出入国管理関係法令研究会編(2009)『注解・判例 出入国管理外国人登録 実務六法』日本加除出版。
 出入国管理関係法令研究会編(2010)『ひとめでわかる外国人の入国・在留案内《13訂版》』日本加除出版。
 入管協会(2007)『外国人受け入れ実務者のための入管手続Q&A』入管協会。
 山田利行・中川潤一・木川和弘・中本次昭・本針和幸(2010)『新しい入管法 2009年改正の解説』有斐閣。
 山田鎌一・黒木忠正(2006)『よくわかる入管法』有斐閣。
 鷺尾紀吉(2010)「入管法の在留制度」『中央学院大学商経論叢』第25巻第1号、pp. 57-68